

## 多摩市立聖ヶ丘小学校 PTA 個人情報取扱規程

### 趣 旨

この規程は、多摩市立聖ヶ丘小学校 PTA（以下「本会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。

- 第1条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。
- 第2条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。
- 第3条 本会における個人情報の管理者は会長とする。
- 第4条 本会における個人情報の取扱者は役員及び各委員とする。
- 第5条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。
- 第6条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示する。また、円滑な PTA 活動をおこなうために以下の情報を取得する。
- ① 会員の氏名・連絡先（住所・電話番号・メールアドレス・生年月日）
  - ② 会員の子どもの氏名・クラス
  - ③ 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真
- 第7条 取得した個人情報は以下の目的のために利用する。
- ① PTA 活動に必要な連絡網および名簿の作成
  - ② 各種行事の案内
  - ③ 資料等の送付
  - ④ 役員選出
  - ⑤ PTA 活動の諸連絡
- 第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第 7 条の規約により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。
- 第9条 個人情報が記載されたいかなるものも、管理者または取扱者が鍵付きの部屋などに保管し適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 第10条 個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切におこなう。
- 第11条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。
- ① 法令に基づく場合
  - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - ③ 公衆衛生のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第12条 本会は、聖ヶ丘小学校と利用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。

- ① 利用する項目：第7条で定める通り
- ② 利用するものの範囲：聖ヶ丘小学校と本会
- ③ 利用目的：第8条で定める通り
- ④ 責任者：第4条で定める通り

第13条 個人情報を第三者（第11条第1項から第4項および、都、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- ① 第三者の氏名
- ② 提供する対象者の氏名
- ③ 提供する情報の項目
- ④ 対象者の同意を得ている旨

第14条 第三者（第11条第1項から第4項および、都、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- ① 第三者の氏名
- ② 第三者が個人情報を取得した経緯
- ③ 提供を受ける対象者の氏名
- ④ 対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第16条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

第17条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

#### 附 則

1. この細則の改廃は、運営委員会の同意を必要とする
2. 改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。

この細則は、平成 30 年 5 月 1 日より実施する。